

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年12月14日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	プロセス放射線モニター系主排気筒放射線モニター(B)において、モニター内の光パルス送信器の信号確認用端子(一側)プラスチック部に破損が認められたため、当該部品を交換。	対象外	
2	4号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室加湿器において、水張り操作を実施しても「加湿器水位低」警報が復帰しないことが認められたため、当該警報の液位検出スイッチを点検・修理。	GIII	
3	4号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室加湿器の液位制御弁において、制御不良(水位が十分に高い状態にもかかわらず、自動で閉せず)が認められたため、当該原因調査・対応検討。	GIII	
4	1・2号廃棄物処理設備	使用済樹脂系原子炉冷却材浄化系沈降分離槽デカント(上澄み液汲上)ポンプ(B)入口弁の駆動用空気供給電磁弁において、電磁弁排気配管より微量の空気漏えいが認められたため、当該電磁弁を交換。 なお、ポンプ(B)入口弁の開閉動作は異常無し。	GIII	
5	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系加熱缶(A)水圧試験時、洗濯廃液系加熱缶上部蒸気ドレトラップ(湿分分離器)(A)入口弁軸封部において、約20秒に1滴の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、漏えい発生直後、養生を実施し床への滴下は無し。	GIII	
6	3・4号廃棄物処理設備	濃縮廃液系濃縮廃液ポンプ(B)の軸封部において、漏えい(約1分に1滴、受皿に滴下)が認められたため、当該軸封部を交換。	対象外	